

永平寺町最低制限価格制度実施要領(平成21年永平寺町告示第29号)新旧対照表

現行	改正後
<p style="text-align: center;">永平寺町最低制限価格制度実施要領</p> <p style="text-align: right;">平成21年6月12日 告示第29号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(適用対象工事等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(最低制限価格)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(工事に係る最低制限価格の設定方法)</p> <p>第4条 契約担当者は、工事に係る入札における最低制限価格については、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。ただし、最低制限価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額から予定価格に<u>100分の92</u>を乗じて得た額までの範囲内でなければならない。</p> <p>2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が<u>100分の92</u>を超える場合は<u>100分の92</u>とし、100分の80に満たない場合は100分の80とする。</p>	<p style="text-align: center;">永平寺町最低制限価格制度実施要領</p> <p style="text-align: right;">平成21年6月12日 告示第29号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(適用対象工事等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(最低制限価格)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(工事に係る最低制限価格の設定方法)</p> <p>第4条 契約担当者は、工事に係る入札における最低制限価格については、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。ただし、最低制限価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額から予定価格に<u>100分の94</u>を乗じて得た額までの範囲内でなければならない。</p> <p>2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が<u>100分の94</u>を超える場合は<u>100分の94</u>とし、100分の80に満たない場合は100分の80とする。</p>

(1)～(4) (略)

3 (略)

(委託業務に係る最低制限価格の設定方法)

第5条 契約担当者は、委託業務に係る入札における最低制限価格については、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。ただし、最低制限価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額から予定価格に100分の92を乗じて得た額までの範囲内でなければならない。

2 前項の割合は、別表に掲げる区分に応じ別表に定める算出式により得た額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の92を超える場合は100分の92とし、100分の80に満たない場合は100分の80とする。

3 (略)

(入札参加者への周知)

第6条 (略)

(落札者の決定)

第7条 (略)

附 則

(略)

別表 (略)

(1)～(4) (略)

3 (略)

(委託業務に係る最低制限価格の設定方法)

第5条 契約担当者は、委託業務に係る入札における最低制限価格については、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。ただし、最低制限価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額から予定価格に100分の94を乗じて得た額までの範囲内でなければならない。

2 前項の割合は、別表に掲げる区分に応じ別表に定める算出式により得た額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の94を超える場合は100分の94とし、100分の80に満たない場合は100分の80とする。

3 (略)

(入札参加者への周知)

第6条 (略)

(落札者の決定)

第7条 (略)

附 則

(略)

別表 (略)